

平成26年（行コ）第68号

次回期日 3月12日

木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求控訴事件

控訴人 小林 収 外77名

被控訴人 愛知県知事 外1名

第 2 準 備 書 面

2015（平成27）年2月26日

名古屋高等裁判所

民事第1部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 在 間 正 史

同 弁護士 高 森 裕 司

同 弁護士 濱 篤 将 周

同 弁護士 小 島 智 史

目 次

第1 住民訴訟における違法判断の枠組

- 1 原判決
- 2 一日校長事件最高裁第三小法廷・平成4年12月15日判決
- 3 丹後土地開発公社事件判決
- 4 原判決の誤りの検討①（財務会計法上違法となる要件）
- 5 原判決の誤りの検討②（財務会計上違法となる瑕疵等の判断の基準時）

第2 事業からの撤退 新規利水の供給(1)

【原判決】

【原判決の誤りの検討】

- 1 事業からの撤退と事業実施計画の変更の関係について
- 2 事業からの撤退のときは水道等負担金負担義務は遡及的になくなる
- 3 事業からの撤退通知があったときは事業実施計画は変更される
(撤退通知があったときは事業実施計画を変更しなければ工事ができない)
- 4 変更事業実施計画についての費用負担同意や認可の見込みについて

第3 新規利水の供給の必要性について 新規利水の供給(2)

【原判決の誤りの検討】

- 1 検討① 実績から2015年には需要想定値のようにならない
- 2 検討② 実績と想定値の乖離は誤差の問題ではない
- 3 検討③ 今後の水資源計画の前提（水需要は減少し続ける）
- 4 検討④ 愛知用水地域の現在の実績による需給想定を検証が検討対象
- 5 検討⑤ 愛知用水地域の水道用水としては取水制限はない
- 6 検討⑥ 平6 渇水は計画規模を超えた異常渇水

第4 流水の正常な機能の維持について

【原判決の誤りの検討】

- 1 検討① 初歩的な誤り
- 2 検討② 証拠内容の意図的な改変
- 3 検討③ 河川維持流量設定についての意図的な誤った検討
- 4 検討④ ヤマトシジミの生息に必要な流量として50 m³/s は根拠がない

第5 結論（本件費用負担金を支出することの違法）

第1 住民訴訟における違法判断の枠組

3 丹後土地開発公社事件判決

(1) 丹後土地開発公社事件最高裁第二小法廷判決

【判決の前提】

一日校長事件最三判を以下のように引用して、同最判を前提として判断している。

「地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づく代位請求に係る当該職員に対する損害賠償請求訴訟は、当該職員の財務会計上の行為がこれに先行する原因行為を前提として行われた場合であっても、当該職員の行為が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときは、上記の規定に基づく損害賠償責任を当該職員に問うことができると解するのが相当である。」

【判決要旨】（下線と丸数字は代理人）

(ア) 土地開発公社が普通地方公共団体との間の委託契約に基づいて先行取得を行った土地について、当該普通地方公共団体が当該土地開発公社とその買取りのための売買契約を締結する場合において、当該委託契約が私法上無効であるときには、当該普通地方公共団体の契約締結権者は、無効な委託契約に基づく義務の履行として買取りのための売買契約を締結してはならないという財務会計法規上の義務を負っていると解すべきであり、契約締結権者がその義務に違反して買取りのための売買契約を締結すれば、その締結は違法なものになるというべきである。

本件において、仮に、本件土地につき代金3858万9646円で先行取得を行うことを本件公社に委託した市の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり、本件委託契約を無効としなければ地方自治法2条14項、地方財政法4条1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められるという場合には、本件委託契約は私法上無効になるのであって、本件土地を取得する必要性及びその取得価格の相当性の有無にかかわらず本件委託契約が私法上無効になるものではないとして本件売買契約の締結が違法となることはないとすることはできない。

(イ) また、先行取得の委託契約が私法上無効ではないものの、①これが違法に締結されたものであって、当該普通地方公共団体がその取消権又は解除権を有しているときや、②当該委託契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該委託契約を解消することができる特殊な事情があるときにも、当該普通地方公共団体の契約締結権者は、これらの事情を考慮することなく、漫然と違法な委託契約に基づく義務の履行として買取りのための売買契約を締結してはならないという財務会計法規上の義務を負っていると解すべきであり、契約締結権者がその義務に違反して買取りのための売買契約を締結すれば、その締結は違法なものになるというべきである。

(2) 丹後土地開発公社事件最高裁第一小法廷判決

【判決の前提】

上記丹後土地開発公社事件最二判判決要旨(イ)②の適用について判断した。

【判決要旨】（下線は代理人）

本件公社は市とは別の法人格を有する主体であるところ、本件委託契約及びその内容を定める業務方法書において、市が自己都合により同契約を一方的に解消することができることをうかがわせる条項は存在しない。したがって、市が本件公社に事実上の働きかけを真しに行えば、本件公社において本件委託契約の解消に応ずる蓋然性が大きかったというような事情が認められない限り、客観的にみて市が本件委託契約を解消することができる特殊な事情があったということはできないものと解される。

第5 結論（本件費用負担金を支出することの違法）

1 新規利水の供給

(1) 本件フルプランの基礎となっている愛知県需給想定調査において、愛知用水地域の水道用水の需要が、2000年実績6.79 m³/s（最大河川取水量）が2015年に8.25 m³/sに増加すると想定されるので、安定供給水源として徳山ダム2.3 m³/sが必要であるというのが、本件導水路事業の根拠である。

しかし、第3で述べたように、需要実績は2000年から現在（データは2

012年)までの間に横ばいから減少しており、上記需要想定は根拠事実を欠いている。また、既存の供給水源で本件フルプランが需給検討の前提としている近年2/20の渇水規模年の供給可能量でも需要に対して供給可能であって、徳山ダム2.3 m³/sは必要がなく、本件フルプランと愛知県需給想定調査の需給想定は根拠事実を欠いている。

- (2) 第2で述べたように、愛知県は、自らの判断によって水機構に本件導水路事業からの撤退の通知(申出)をすることにより同事業からの撤退が決まるので、愛知県は流水を水道の用に供しようとする者でなくなり、「事業からの撤退をした者」(水機構法25条1項括弧書き参照)となるので、事業に参加する者が負担しなければならない水道等負担金の負担義務がなくなる。これによって、愛知県は水機構に水道等負担金を納付する義務がなくなる。

上記のように、愛知県需給想定調査による需給想定は根拠事実を欠いており著しく合理性を欠いているので、愛知県は本件導水路事業から撤退する意思表示として事業からの撤退通知(申出)をしなければならない。これは丹後土地開発公社事件最二判(イ)①の費用負担金納付義務をなくすることができる場合である。仮に、同最判(イ)②の場合であっても、事業からの撤退通知(申出)をすれば費用負担義務がなくなる蓋然性が高い特別の事情がある場合である。事業からの撤退通知(申出)をすることなく、被告企業庁長が漫然と納付することは財務会計法規上の義務違反する違法なものである。

- (3) また、本件フルプランの需給想定が、需給実績事実と乖離して整合性がなく著しく合理性を欠くようになれば、本件フルプランはその効力を維持できなくなり、それに基礎づけられている本件事業実施計画もその効力を維持できなくなり、国土交通大臣と水機構はそれらを変更しなければならない。

したがって、効力を維持できない本件事業実施計画に基づく本件費用負担金(新規利水の供給)は、負担義務を負うことがないのであり、丹後土地開発公社事件最二判(ア)の財務会計行為を行う義務を負わなくなる場合であって、被告企業庁長が、水機構からのその納付請求に対して支出をすることは財務会計法上の義務違反する違法なものである。

あるいは、①公法上の法律関係に関する訴訟として費用負担義務の不存在確認請求ができるので、同最判(イ)①の費用負担義務の負わないようにすること

ができる権利を有しており、それを行うことなく漫然と水機構からの本件費用負担金（新規利水の供給）の納付請求に対して支出をすることは財務会計法上の義務違反する違法なものである。②また、同最判(イ)②後段の事実上の働きかけを真摯に行えば費用負担義務を負わないようにできる蓋然性が高く、費用負担義務を解消できる特別の事情があるのであり、これを行うことなく漫然と水機構からの本件費用負担金（新規利水の供給）の納付請求に対して支出をすることは財務会計法上の義務違反する違法なものである。

2 流水の正常な機能の維持

(1) 本件事業実施計画の定める流水の正常な機能の維持は、本件河川整備計画において、「動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、木曾成戸地点において40 m³/s の流量を確保するとともに、・・・、維持流量の一部を回復する」と記載され定められていることに基づくものである（乙8 p2-8）。この維持流量は動植物の生息・生育等のためのものとされており、本件河川整備計画が基づいている本件河川整備基本方針（乙29）に記載され定められた今渡地点の正常流量のうちの河口から木曾川大堰区間の河川維持流量50 m³/sで、それは、動植物の生息または生育および漁業のために必要な流量であり、感潮域における代表種（ヤマトシジミ）の生息に必要な流量を算出すると約50 m³/s となったことを根拠としている（乙46 基本方針資料 p41~42）。

しかし、第4で述べたように、代表種として検討したヤマトシジミの生息について必要な流量が科学的事実に基礎づけられて実証がされず根拠づけられないので、検討結果として示された必要流量50 m³/s は河川維持流量は根拠事実がなく、動植物の生息生育のために50 m³/s が必要ということは根拠付ける事実を欠いている。

したがって、本件河川整備計画が基づき本件河川整備基本方針が定めた動植物の生息・生育等の河川環境のための河川維持流量50 m³/s は、それを根拠付ける事実を欠くものである。

よって、本件河川整備基本方針における成戸地点の河川維持流量50 m³/s、本件河川整備計画における本件導水路によって確保しようとする成戸地点のその一部の河川維持流量40 m³/s は、その根拠となる実証的、客観的事実の基礎を欠いるため、社会通念に照らし著しく合理性を欠いており、これらに基づ

く本件導水路事業に係る本件事業実施計画の定める流水の正常な機能の維持の目的も著しく合理性を欠いていて、いずれも、国土交通大臣等の裁量の範囲を逸脱または濫用した違法があり、また、本件事業実施計画に基づく治水用途交付金の愛知県の負担金である本件費用負担金（流水の正常な機能の維持）の支出は予算執行の適正確保の見地から看過できないものである。

(2) 国土交通大臣の納付通知を基礎づけている本件河川整備基本方針および本件河川整備計画が著しく合理性（妥当性）を欠いておれば、その作成には裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があつて違法があるので、これらに基礎づけられた費用負担義務を定める本件事業実施計画も違法となる。その結果、国土交通大臣の本件費用負担金（流水の正常な機能の維持）の納付請求に対する被告知事の納付は以下の違法を生じる。

第1に、丹後土地開発公社事件最二判(ア)の原因行為が違法であるため財務会計行為を行う義務がなくなる場合であり（義務不存在確認の公法上の法律関係訴訟の対象となる）、被告知事が納付することは財務会計法規上の義務に違反して違法となる。

第2に、丹後土地開発公社事件最二判(イ)の問題としても、同最判(イ)①として、納付義務の不存在確認を求める公法上の法律関係訴訟によって納付義務を負わないようにすることができるのであり、被告知事がこれをする事なく漫然と納付することは財務会計法規上の義務に違反して違法となる。

また、丹後土地開発公社事件最二判(イ)②前段の予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するだけでなく、同最判(イ)②後段の客観的にみて当該普通地方公共団体が原因行為を是正又は解消することができる特殊な事情（事実上の働きかけを真摯行えば是正又は解消することができる蓋然性が大きい事情）が認められるのであり、被告知事がこれをする事なく漫然と納付することは財務会計法規上の義務に違反して違法となる。